

「家屋の除去届」、「家屋の所有者変更届」の提出を

担 税務係（内線 1302）

住宅・物置・工場・倉庫等の建物を取り壊した場合には、「家屋の除去届」を提出してください。（登記されている建物で、取り壊した年の12月末日までに滅失の登記が完了する場合は「家屋の除去届」の提出は不要です）。届出がない場合、家屋課税台帳から抹消されず、翌年度以降も固定資産税が課税されます。

また、登記されていない建物で、所有者の変更（相続・売買・贈与等）があった場合には、「家屋の所有者変更届」を提出してください。届出がない場合、翌年度以降も変更前の所有者に固定資産税が課税されます。

税務係（役場1階3番窓口）に所定の届出用紙がありますので、12月26日（金）までに提出をお願いします。

みんなで守ろう三ない運動

担 総務係（内線 1102）

政治家が選挙区内の方にお金やモノを贈ることは禁止されており、有権者が求めても受け取っていません。

政治家がお歳暮やお年賀などを贈ることも禁止の対象となります。

政治家が選挙区内の方に答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などの時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。

会計年度任用職員募集

担 税務係（内線 1302）

●募集期間 12月1日（月）～15日（月）

●受付場所 町民税務課税務係（川俣町役場1階 3番窓口）

●任用期間及び募集人数

1月13日（火）～3月18日（水）：1名

2月12日（水）～3月18日（水）：1名

●勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除いた平日）

●業務内容 申告相談受付業務、パソコン入力業務等

●選考方法 1次選考（書類選考）後、2次選考（面接選考）を行います。詳細は、担当までお問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。



学校給食センター給食用物資納入業者登録申請

担 学校給食センター（538-2681）

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間、福島市・川俣町学校給食センターへの給食用物資を納入する業者の登録申請を受け付けます。

●受付期間 1月13日（火）～2月10日（火）

●申請方法及び登録資格 福島市・川俣町学校給食センターにお問い合わせいただくか、川俣町ホームページをご覧ください。



令和8年度奨学生候補者を追加募集

担 学校教育係（内線 2003）

●募集期間 12月26日（金）まで

●募集人員 ①高等学校・高等専門学校（1～3年）②短期大学・高等専門学校（4年以上）・専修学校（専門課程）③大学 計10名程度

●貸与月額 ①高等学校・高等専門学校（1～3年）…月額35,000円以内 ②短期大学・高等専門学校（4年以上）・専修学校（専門課程）…月額60,000円以内 ③大学…月額64,000円以内

●返済 無利子で、卒業の6か月後から月割、または年割により10年以内に返済

●提出書類 ①奨学生願書②現在に在学している学校長の奨学生推薦調書③所得証明書（所得を有する家族全員の「令和7年度所得課税証明書」）④家族全員の住民票
なお、申請書類等については、高等学校・高等専門学校進学希望者は、中学校に申し出て交付を受けてください。

短期大学・大学進学希望者は、教育委員会学校教育課に申し出て交付を受けてください。

また、本町では優秀な人材の定住や町内企業等に就業することによる活性化を目的として、川俣町奨学資金の返還免除支援を行っています。詳しくは町ホームページをご確認ください。



12月のスポーツ教室のご案内

お問い合わせ先 川俣町体育館 Tel 024-565-3931

NPO 法人かわまたスポーツクラブに委託して次のスポーツ教室を開催します。参加には事前申し込みが必要になります。

教室名	日時	場所	対象者
トレーニング教室	12月6日（土） 午前10時～、17日（水） 午後7時～	町体育館	川俣町在住・在勤高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴
芸能伝承 盆踊り教室	12月16日（火） 午後7時～		町内在住・在勤者の どなたでも参加可
スポーツウエルネス吹矢	12月1日（月）、8日（月）、15日（月）、22日（月） 午前10時～		
ランナーズクラブ	12月6日（土）、20日（土） 午前9時30分～		
老若男女でボッチャ	12月4日（水）、18日（水） 午後1時～		
ヨガ教室	12月15日（月） 午後1時30分～		
ニュースポーツ教室	12月5日（金）、19日（金） 午前10時～		
楽々健康体操教室	12月12日（金） 午後1時30分～		



行政

新春交歓会を開催します

担 総務係（内線 1102）

来春の新春交歓会を下記のとおり開催します。なお、今年は町商工会との共催で開催します。

●日時 令和 8 年 1 月 7 日(水)
午後 4 時 30 分から

●場所 ニュー新川

●参加費 5,000 円

●申込締切 12 月 19 日(金)まで
会費を添えて総務課総務係（役場 2 階 11 番窓口）までお申し込みください（先着順）。

令和 8 年度川俣町職員（社会人経験）を募集します

担 総務係（内線 1102）

●募集人員

①一般行政（若干名）

②土木（1 名）

③社会福祉士（1 名）

●受験資格

①昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、社会人経験のある者。

②昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、社会人経験があり、土木の学科を卒業し、土木施工管理技士の 1 級、または 2 級の資格を有する者。

③昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、社会人経験があり福祉士の資格を有する者。

●受付期間 11 月 20 日(木)から 12 月 19 日(金)まで（郵送による受付は 12 月 19 日(金)必着）

●申込方法 申込用紙は総務課総務係（役場 2 階 11 番窓口）で交付しますので、期間内に申し込みください。詳細については町ホームページをご覧ください。



●試験内容

第 1 次試験（令和 8 年 1 月 10 日(土)実施）職務基礎力試験、適性検査
第 2 次試験（1 次試験合格者に別途通知）小論文、面接試験

12 月の行政相談

担 文書広報係（内線 1104）

●日時 12 月 9 日(火)

午後 1 時 30 分～4 時

●場所 川俣町役場 1 階 相談室 1
※斎藤幸子相談委員（Tel 566-4020）丹野雅直相談委員（Tel 566-4830）の電話でも受け付けています。

第 77 回人権週間

担 町民係（内線 1305）

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会では、12 月 4 日から 10 日までを、「第 77 回人権週間」とし、啓発活動及び相談活動を行います。

また、人権週間に限らず、電話相談を実施していますので、悩み事がありましたら下記のダイヤルにお電話ください。秘密は守られます。

相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

●みんなの人権 110 番

0570-003-110

●子どもの人権 110 番

0120-007-110

（相談時間：年末年始を除く平日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

●問い合わせ 福島地方法務局人権擁護課（Tel 534-1994）

マイナンバーカード

休日・夜間窓口（予約制）

担 町民係（内線 4154）

通常の開庁時間に手続きが難しい方のために休日・夜間窓口を開設します。来庁日の 2 日前の午後 5 時までにインターネットもしくは電話で事前に予約をお願いします。予約がない場合は、開設しませんのでご注意ください。



●休日窓口開設日

12 月 14 日(日) 午前 9 時～午後 4 時 40 分まで

●夜間窓口開設日

12 月 11 日(木)・12 月 25 日(木) 午後 5 時 20 分～午後 7 時 40 分まで

特設人権相談所を開設します

担 町民係（内線 1305）

家族の問題、近隣関係の問題、学校・職場の問題など人権擁護委員が皆さんの相談に応じます。相談内容の秘密は守ります。また、相談は無料で難しい手続きもありません。

●日時 12 月 9 日(火) 午後 1 時～3 時

●場所 川俣町役場 1 階 相談室 2

●相談員 人権擁護委員

●人権擁護委員 菅野浩市郎、遠藤貴美子、佐藤常幸、渡邊礼子、佐藤淳子

個人事業主を対象とした 決算説明会の開催します

問 福島税務署 個人課税第一部門
(Tel 534-3121 (内線 112))

福島税務署では、個人事業主の方を対象とした決算説明会を開催します。説明会は事前予約制ですので、お越しの際は事前に電話でご連絡をお願いします。

内容 所得税法等の改正点、決算の仕方、消費税のインボイス制度

場所 福島テルサ 3 階（福島市上町 4-25）

開催日	開催時間	対象者
12 月 16 日(火)	① 10:30 ～ 12:00	事業所得がある方（青色申告者向け）
12 月 17 日(水)	② 13:30 ～ 15:00	農業所得がある方
12 月 18 日(木)		事業所得がある方（白色申告者向け）